

令和2年(2020年)3月5日

座席シート縫製職種・

自動車シート縫製作業に関わる各位

一般社団法人

日本ソーイング技術研究協会 事務局

(印省略)

技能実習評価試験会場における

新型コロナウイルスへの対応について(改訂)

各位におかれましては日頃から技能実習評価試験の実施に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、今般、政府は、中華人民共和国湖北省武漢を発生源とした新型コロナウイルスによる肺炎に関する感染拡大防止に向けた取り組みとして自粛要請が出されております。

この感染拡大の防止に向けた政府の強い取り組みの姿勢に鑑み、当協会も自主的に技能評価試験の開催を自粛して延期するなどの措置を講じておりますが実施に向けての対応として下記の項目にご協力をお願い致します。

記

- 1 試験の前日や当日、咳や発熱などの症状がある場合は、必ず申し出る事。
- 2 試験会場においては、必ずマスクを着用すること。
- 3 試験会場や控え室に入室する場合は、消毒液にて消毒後入室をお願いします。
- 4 トイレを使用する場合は、使用前に手洗いを行い、使用後も手洗いを実施して下さい。
- 5 受検者の症状として発熱等の風邪や新型コロナウイルスと思われる発症が疑われる場合は、受検を自粛するようお願いいたします。

その時は、事務局までご連絡をお願いいたします。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>)

以上、技能実習生と関係者の健康管理のために厳守をお願いいたします。

【受検の自粛対策】

発症が疑われ受検を自粛や延期した場合は、別の試験日を調整いたします。やむを得ず実習期間(在留期間)の終了までに受検調整が準備できなかった場合には、短期滞在又は特定活動(30日・就労可)の在留資格で滞在する間に、受検日を設定するなどの処置を講じます。

また、在留期限によりやむを得ず一旦帰国する場合にあっても、短期滞在等により再度来日して受検することを可と致しております。

なお、以下の参考情報が厚生労働省より通知が御座いますのでご確認ください。

【参 考】

令和2年2月28日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策を講じていること(別添1)、及び「技能実習」で在留中の者であって、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望するものに対して「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更を許可すること(別添2)について、出入国管理庁 HP(以下リンク先参照)で公表されていますので、併せてご参考ください。

別添1: 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策について

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

別添2: 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた残留資格申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>